

川辺町告示第 57 号

令和 8 年度における定期の予防接種の実施について、令和 8 年川辺町告示第 34 号の一部を改正し、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 10 日

川辺町長 木下 宙



予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に規定する A 類疾病及び B 類疾病の定期の予防接種の実施に関する告示の一部を改正する告示

令和 8 年度における A 類疾病及び B 類疾病の定期の予防接種の実施に関する告示（令和 8 年川辺町告示第 34 号）の一部を次のように改正する。

- 2 B 類疾病に係る予防接種 (5) 接種費用（個人負担金）中「未定」を「1,500 円」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。